

時津町建築物等木材利用促進基本方針

平成26年3月24日策定
令和4年11月8日一部改正

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、長崎県建築物等木材利用促進方針（以下「長崎県の方針」という。）に即して、時津町内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する建築物等における木材利用の目標、木材の利用を推進すべき建築物等、木材の利用促進に向けた取り組み、その他木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

時津町が建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深める。

1 木材利用の効果

建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも貢献するとともに、脱炭素社会の実現に資するものである。

第3 町が整備する建築物等における木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って木材の利用促進を図るものとする。

(1) 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合を除き原則として、木造化に努める。

また、木造化が困難な場合においては、内装等の木質化に努める。

(2) その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、木材を使った物品を積極的に利用するよう努める。

(3) 木材の利用に対する町民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても、木材の積極的な利用を促進する。

第4 木材の利用を推進すべき建築物等

木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、長崎県の方針に即して可能な限り長崎県産木材（以下「県産木材」という。）の利用に努める。

- (1) 時津町が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 机等の備品、消耗品
- (3) その他、公共の用に供する工作物等

第5 木材の利用促進に向けた時津町の取り組み

時津町は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、県及び林業従事者（素材生産者）、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報共有を行い、建築主となる事業者等のニーズを把握し、設計提案と品質の確かな木材の安定供給に努めるとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進に努める。

- (1) 木材の利用の促進のための方針及び計画の策定
- (2) 木材の利用の具体的な事例、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
- (3) 木材の特性やその利用の促進の意義についての町民理解の醸成

第6 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。